

## 第11回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月17日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和4年11月17日(木)午後2時00分～3時10分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(15人)          会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏</p> <p>4. 欠席委員(3人)          4番 仲澤 清一、6番 大野 覚文、14番 堀江 恒夫</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程          日程第1 議事録署名人の指名について          日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について          日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について          日程第4 議案第3号 非農地判断願出による非農地通知の交付について          日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第245号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員          事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>ただいまから令和4年第11回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(関)</p>	<p>&lt; 開会前のあいさつ &gt;</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>本日、4番 仲澤 清一 委員、6番 大野 覚文 委員、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中15名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。</p>
<p>会長(関)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分 )          議事日程の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長(相ヶ瀬)</p>	<p>&lt; 議事日程の朗読 &gt;</p>

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 7 番 齋藤 勉 委員、8 番 川上 恵 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、議案第1号 整理番号1番の審議については、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されておりますので、5番 興野 礼子 委員は一時退席をお願いいたします。 休憩いたします。（午後 2時 07分）
	< 5番 興野 礼子 委員退席 >
議長	再開いたします。（午後 2時 08分） それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。
3番 栗野 隆夫 委員	11月9日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、飼料作物。農業従事年数及び農業形態、約43年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター5台、ローダー3台、フォークリフト3台、コーンハーベスター1台。取得地への通作距離、約0.8km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利

(3番 栗野 隆夫 委員)	取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。5番 興野 礼子 委員の復席を求めます。 休憩いたします。 ( 午後 2時 10分 )  < 5番 興野 礼子 委員復席 >
議長	再開いたします。 ( 午後 2時 11分 ) 5番 興野 礼子 委員に申し上げます。日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。続いて、整理番号2番から4番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号2番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5番 興野 礼子 委員	11月15日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、親子。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、大麦、小麦、大豆。農業従事年数及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター6台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	整理番号 3 番、4 番について、13 番 中村 東 委員にお願いいたします。
13 番 中村 東 委員	<p>11 月 12 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 40 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台。取得地への通作距離、約 0.8 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 12 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 4 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約 40 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台。取得地への通作距離、約 0.5 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
3 番 栗野 隆夫 委員	整理番号 2 番については、一括贈与の納税猶予制度を利用するのか。制度を利用する場合は借りている農地も対象に含まれるが、その辺りを申請者は把握しているのか。
5 番 興野 礼子 委員	現在、税務署と話し中だと伺っている。
3 番 栗野 隆夫 委員	納税猶予制度を利用すると長い間農地に制限を受けるので、念の為に確認させてもらった。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 2 番から 4 番については、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。

議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 2 番から 4 番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>&lt; 議案第 2 号 議案書の朗読 &gt;</p>
議長	<p>調査委員の報告の前に、議案第 2 号 整理番号 1 番の審議については、農業委員会等に関する法律に議事参与の制限が規定されておりますので、5 番 興野 礼子 委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>休憩いたします。（午後 2 時 20 分）</p>
議長	<p>&lt; 5 番 興野 礼子 委員退席 &gt;</p>
議長	<p>再開いたします。（午後 2 時 21 分）</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、3 番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。</p>
3 番 栗野 隆夫 委員	<p>11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・雑種地、西が畑、南が畑、北が道を挟んで田。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、夫と借家で生活しているが、将来を考え早いうちに住宅を建築し、今後の住生活設計をするにあたり、今回、条件の良い申請地を取得することができるようになったため、申請に至った。転用面積、398 m<sup>2</sup>。転用目的、一般住宅 木造平屋建 1 階 109.30 m<sup>2</sup>。建築面積、114.27 m<sup>2</sup>。進入路、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、集落排水へ放流。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 12 月 10 日から令和 5 年 9 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われま。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>

議長	<p>&lt; 質疑なし &gt;</p> <p>ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。</p>
議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。5 番 興野 礼子 委員の復席を求めます。 休憩いたします。（午後 2 時 25 分）</p>
議長	<p>&lt; 5 番 興野 礼子 委員復席 &gt;</p> <p>再開いたします。（午後 2 時 26 分）</p> <p>5 番 興野 礼子 委員に申し上げます。日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 中、整理番号 1 番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。続いて、整理番号 2 番から 9 番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 2 番から 5 番について、15 番 石岡 幸雄 委員をお願いいたします。</p>
15 番 石岡 幸雄 委員	<p>11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が宅地・畑、南が雑種地・畑、北が道を挟んで宅地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から 19 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、4,524 m<sup>2</sup>。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 6～7 年で黒字見込む。売電単価、税抜 32 円。構造等、パネル 810 枚、寸法 1.755m×1.038m。パワーコンディショナー 5 基。発電出力 250.0kW、10 年目年間発電量約 351,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、設備設置業者である●●●株式会社が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 10 月 27 日付。経済産業省事業認可済、平成 27 年 1 月 27 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日</p>

(15 番 石岡 幸雄 委員)

付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

11月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地・田、西が雑種地・宅地、南が道を挟んで雑種地、北が田・畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から19年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、4,398㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。約6～7年で黒字見込む。売電単価、税抜32円。構造等、パネル810枚、寸法1.755m×1.038m。パワーコンディショナー5基。発電出力250.0kW、10年目年間発電量約351,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和5年1月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和4年10月27日付。経済産業省事業認可済、平成27年1月28日付。東京電力と接続協議済、平成30年10月26日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

11月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号4及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、有限会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が田、南が道を挟んで雑種地、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から19年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、4,895㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。約6～7年で黒字見込む。売電単価、税抜32円。構造等、パネル810枚、寸法1.755m×1.038m。パワーコンディショナー5基。発電出力250.0kW、10年目年間発電量約351,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、設備設置業者である●●●株式会社が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和5年1月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和4年10月27日付。経済産業省事業認可済、平成27年1月28日付。東京電力と接続協議済、平成30年10月26日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思わ

<p>(15 番 石岡 幸雄 委員)</p>	<p>れるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地・田、南が道を挟んで畑、北が雑種地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から 19 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、4,482 m<sup>2</sup>。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 6～7 年で黒字見込む。売電単価、税抜 32 円。構造等、パネル 810 枚、寸法 1.755m×1.038m。パワーコンディショナー 5 基。発電出力 250.0kW、10 年目年間発電量約 351,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、設備設置業者である●●●株式会社が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 10 月 27 日付。経済産業省事業認可済、平成 27 年 1 月 27 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 6 番から 8 番について、3 番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。</p>
<p>3 番 栗野 隆夫 委員</p>	<p>11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、有限会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑・雑種地、西が雑種地・宅地、南が雑種地・畑、北が雑種地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から 19 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、6,588 m<sup>2</sup>。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 6～7 年で黒字見込む。売電単価、税抜 32 円。構造等、パネル 800 枚、寸法 1.755m×1.038m。パワーコンディショナー 5 基。発電出力 250.0kW、10 年目年間発電量約 338,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、設備設置業者である●●●株式会社が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 10 月 27 日付。経済産業省事業認可済、平成 27 年 2 月 13 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年</p>

(3 番 栗野 隆夫 委員)

10 月 26 日付。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 7 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が雑種地、北が道を挟んで宅地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から 19 年間。転用計画、転用事業者は、自然エネルギーを利用した発電事業に造詣を持ち、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、2,739 m<sup>2</sup>。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 7～8 年で黒字見込む。売電単価、税抜 32 円。構造等、パネル 410 枚、寸法 1.755m×1.038m。パワーコンディショナー 3 基。発電出力 125.0kW、10 年目年間発電量約 171,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、設備設置業者である●●●株式会社が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 10 月 27 日付。経済産業省事業認可済、平成 27 年 1 月 22 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日付。埋蔵文化財包蔵地に近接するため、出土品が出たら生涯学習課に届け出る。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 8 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が宅地・畑、南が雑種地、北が宅地・畑。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から 19 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、2,790 m<sup>2</sup>。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 7～8 年で黒字見込む。売電単価、税抜 32 円。構造等、パネル 415 枚、寸法 1.755m×1.038m。パワーコンディショナー 3 基。発電出力 125.0kW、10 年目年間発電量約 179,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、設備設置業者である●●●株式会社が維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、農地に復して返却。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和 4 年 10 月 27 日付。経済産業省事業認可済、平成 27 年 2 月 13 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 10 月 26 日付。埋蔵文化財

<p>(3 番 栗野 隆夫 委員)</p>	<p>包蔵地に近接するため、出土品が出たら生涯学習課に届け出る。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号 9 番について、16 番 荒井 喜代子 委員をお願いいたします。</p>
<p>16 番 荒井 喜代子 委員</p>	<p>11 月 15 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 9 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。) 周囲の状況、東が畑、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が河川。同意書、有。権利の移転、設定、地上権の設定、許可日から 21 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、997 m<sup>2</sup>。現在、特定図のとおり分筆登記手続き中。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 14 年で黒字見込む。売電単価、税抜 14 円。構造等、パネル 224 枚、寸法 2.108m×1.048m。パワーコンディショナー基。発電出力 49.5kW、年間発電量約 102,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、南側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、新電力 (PPS) に移行予定。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、令和元年 8 月 26 日付。東京電力と接続協議済、平成 30 年 11 月 26 日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>12 番 小川 祥一 委員</p>	<p>整理番号 2 番から 8 番について、賃借権の設定期間が 20 年間ではなく 19 年間なのはなぜか。また、整理番号 2 番から 5 番について、面積が異なるのに年間発電量が全く同じなのはなぜか。</p>
<p>事務局 (中山)</p>	<p>まず、賃借権の設定期間が 19 年間であることについてご説明いたします。東京電力との接続協議においては、認定日を起算日として 3 年以内に運転を開始しない場合、買取期間が短縮されることとなっております。今回申請のあった案件については、認定日が平成 30 年で、運転開始期限である令和 3 年から 1 年が経過しているため、買取期間が 1 年間短縮されて 19 年間になっています。また、年間発電量については、面積ではなくパネルによって計算されています。設備設置業者が同じであることから、パネルが同じサイズ、同じ枚数であれば年間発電量も同じになるかと思えます。</p>

<p>12番 小川 祥一 委員 事務局（中山）</p>	<p>売電単価 14 円と 32 円の差は。  東京電力との接続協議の時期の違いによるものと思われます。売電単価の算定方法の詳細については事務局ではわかりかねますのでご了承下さい。</p>
<p>2番 田中 雄二 委員 事務局（中山）</p>	<p>貸借終了後の対応に農地に復して返却とあるが、担保はどうなっているのか。  一時転用について県に問い合わせたところ、貸借期間が3年間を超えるものについては永久的なものとする、との回答がありました。3年間を超える場合は農地法から離れるため、農地に戻さなくても農地法においては特段の影響はなく、その後の対応については民法により定まるものと考えます。</p>
<p>議長 19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>整理番号2番から5番について、19番 塩野目 富夫 委員、何かありますか。  特にはないが、3年前にこういう話が持ち上がって心配していたので、ようやく進んでよかった。  &lt; 他に質疑なし &gt;</p>
<p>議長  議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号2番から9番については、他に質疑がないようですので、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 なお、整理番号2番から6番については、いずれも面積が3,000㎡を超えるものとなりますので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りします。  &lt; 異議なしの声 &gt;  異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号7番から9番については、申請のとおり許可することに決定し、整理番号2番から6番については、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>

事務局（大橋）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、10 番 小川 雄三 委員をお願いいたします。
10 番 小川 雄三 委員	11 月 11 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 3 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 11 年 2 月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は昭和 60 年頃から不耕作となり、篠や雑木が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、該当なし。集団的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B 分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である B 分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われま。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 3 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のおおりに交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のおおりに交付することに決定いたしました。
議長	次に、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 245 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局（中山）	<p>議案第 4 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 245 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 245 号）については、新規 4 件、更新 41 件です。利用権の設定を受ける者 20 名、利用権を設定する者 40 名です。利用権の設定面積は、372,796 m<sup>2</sup>です。令和 4 年度 累計は、746,393 m<sup>2</sup>です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和 4 年 11 月 30 日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>&lt; 質疑なし &gt;</p>
議長	<p>ただいま上程中の、議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 245 号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 245 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。</p> <p>（ 午後 3 時 10 分 ）</p>

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4 年 11 月 17 日

議 長

7 番

8 番